

## あま市成年後見制度利用支援事業実施要綱改正案

改正案	現行
<p>(市長による審判請求の対象者)</p> <p>第3条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の1の2の規定に基づき市長が行う審判請求の対象者は、次の各号のいずれにも該当する要支援者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者又は介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令により市の援護を受けている者</p> <p>(2) 配偶者及び2親等内の親族がない者(当該配偶者及び親族が審判請求を行う意思がないと市長が認める場合を含む。)</p> <p>2 略</p> <p>(審判請求費用の助成対象者)</p> <p>第6条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求が行われなかった被後見人等について、後見人等が付され、かつ、当該被後見人等又は申立人(被後見人等の親族である場合に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用に相当する額を助成することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者</u></p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留</u></p>	<p>(市長による審判請求の対象者)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>2 略</p> <p>(審判請求費用の助成対象者)</p> <p>第6条 市長は、第3条第1項の規定による審判請求が行われなかった被後見人等について、後見人等が付され、かつ、当該被後見人等又は申立人(被後見人等の親族である場合に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用に相当する額を助成することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又はこれに準ずる低所得者であつて、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の属する世帯の</u></p>

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に規定する中国残留邦人等の支援給付を受けている者

(3) 審判請求費用及び後見人等報酬費用を被後見人等の収入から控除した場合に、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した最低生活費の額を下回り、かつ預貯金等の合計額が100万円を超えないとき

(4) その他助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と市長が認める者

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第9条 後見人等報酬費用の助成の対象者は、市内に住所を有する者又は介護保険法その他の法令により市の援護を受けている被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする(後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。)。

(後見人等報酬費用の助成の中止)

第14条 市長は、被後見人等が第9条の規定に該当しないと認めたときは、後見人等報酬費用の助成を中止するものとする。

収入及び資産から控除した場合に、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した最低生活費の額を下回るとき。

(後見人等報酬費用の助成対象者)

第9条 後見人等報酬費用の助成の対象者は、被後見人等のうち、第6条各号のいずれかに該当する者とする(後見人等が被後見人等の親族である場合を除く。)

(後見人等報酬費用の助成の中止)

第14条 市長は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、後見人等報酬費用の助成を中止するものとする。

(1) 第6条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 転居等により市内に住所を有しなくなったとき。ただし、介護保険法その他の法令により市が援護を行っている場合を除く。